



【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) アメリカ合衆国ドル (以下「米ドル」という。) およびユーロの円貨換算は、便宜上、平成24年2月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値 ( 1 米ドル = 80.68円、1 ユーロ = 108.65円 ) による。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年10月31日に提出した有価証券届出書(平成24年1月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。)(以下「原届出書」といいます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

\_\_\_部分は訂正箇所を示します。

## 表紙

<訂正前>

(前略)

代表者の役職氏名：マネージング・ディレクター ポール・レンチ  
(Paul Wrench)

(後略)

<訂正後>

(前略)

代表者の役職氏名：オペレーション・ヘッド マーティン・ウィルソン  
(Martin Wilson)

(後略)

## 第一部 証券情報

<訂正前>

(前略)

## (5) 申込手数料

日本国内における申込手数料は以下のとおりである。

## HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド - 米ドル・クラス受益証券

申込金額		申込手数料
100,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050% (税抜き1.0%)

## HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

## - 米ドル・クラス受益証券

申込金額		申込手数料
25,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050% (税抜き1.0%)

## - ユーロ・クラス受益証券

申込金額		申込手数料
25,000ユーロ以上	500,000ユーロ未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000ユーロ以上	1,000,000ユーロ未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000ユーロ以上	3,000,000ユーロ未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000ユーロ以上	5,000,000ユーロ未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000ユーロ以上		1.050% (税抜き1.0%)

## (6) 申込単位

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

米ドル・クラス受益証券 100,000米ドル以上 1米セント単位

HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

米ドル・クラス受益証券 25,000米ドル以上 1米セント単位

ユーロ・クラス受益証券 25,000ユーロ以上 1ユーロ・セント単位

## (7) 申込期間

(中略)

## (8) 申込取扱場所

HSBC証券会社 東京支店

東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング

(以下「HSBC証券」という。)

香港上海銀行 東京支店

東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング

(以下「香港上海銀行」といい、HSBC証券とあわせて「日本における販売会社」という。)

## (9) 払込期日

申込金額等の支払は、日本において受益証券の申込書を日本における販売会社に提出すると同時に行われる。

各申込日の申込金額の総額は、日本における販売会社によって、日本において受益証券の申込書が受領され、または受領されたとみなされるHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては3月、6月、9月および12月の最終営業日までに、HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドについては毎暦月の最終営業日までに、管理会社が管理する顧客口座にファンドのクラス証券の基準通貨により払い込まれる。

## (10) 払込取扱場所

HSBC証券会社 東京支店

東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング

香港上海銀行 東京支店

東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング

各申込日の申込金額の総額は、日本における販売会社によって、管理会社が管理する顧客口座にファンドのクラス証券の基準通貨により払い込まれる。

(中略)

## (12) その他

(イ) 申込証拠金はない。ただし、顧客により払い込まれた申込金額の総額は、日本における約定日(日本における販売会社が申込みの注文の成立を確認した日)後、受益証券の日本における受渡日まで、日本における販売会社が開設する取引口座に保管される。顧客は日本における販売会社から取引報告書を受領し、日本における販売会社は、取引口座から当該申込金額の総額を受領する。

## (ロ) 引受等の概要

HSBC証券および香港上海銀行はそれぞれ、管理会社との間の、平成19年4月25日付および平成21年5月1日付の日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、受益証券の募集を行う。

\_\_ 管理会社は、HSBC証券会社をファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、一口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および日本における販売会社に提出または送付する等の業務を行う協会員をいう。

## (ハ) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込金額等はファンドのクラス証券の基準通貨によるものとし、クラス証券の基準通貨と円貨との換算は、別段の定めがない限り、日本における約定日(日本における販売会社が注文の成立を確認した日、以下同じ。)における東京外国為替市場の外国為替市場に準拠したもので、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

申込みをした者は、上記(9)「払込期日」所定の日までに日本における販売会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとする。

日本における販売会社が受領した申込金額は、管理会社の管理する顧客口座にファンドのクラス証券の基準通貨で払い込まれる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

## (5) 申込手数料

日本国内における申込手数料は、発行価格に3.15%(税抜き3.0%)以内で定められている料率を乗じて得た額とする。

## (6) 申込単位

ファンドの申込単位については、日本における販売会社または販売取扱会社(以下に定義される。)に照会のこ  
と。

（注）「日本における販売会社」とは、管理会社と受益証券の販売および買戻しに関する契約を締結し、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売し、また日本の投資者からの買戻注文を管理会社に取り次ぐ金融商品取引業者をいう。

（ 7 ） 申込期間

（ 中 略 ）

（ 8 ） 申込取扱場所

ファンドの申込取扱場所については下記に照会のこと。

HSBC証券会社 東京支店(代行協会員)

東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング

ホームページ：<http://www.hsbc.co.jp/1/2/hsbc-securities>

（以下「HSBC証券」という。）

（ 9 ） 払込期日

申込金額等の支払は、日本において受益証券の申込書を日本における販売会社または販売取扱会社に提出すると同時に行われる。

各申込日の申込金額の総額は、日本における販売会社または販売取扱会社によって、日本において受益証券の申込書が受領され、または受領されたとみなされるHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては3月、6月、9月および12月の最終営業日までに、HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドについては毎暦月の最終営業日までに、管理会社が管理する顧客口座にファンドのクラス証券の基準通貨により払い込まれる。

（ 10 ） 払込取扱場所

上記（ 8 ） 申込取扱場所に同じ。

各申込日の申込金額の総額は、日本における販売会社または販売取扱会社によって、管理会社が管理する顧客口座にファンドのクラス証券の基準通貨により払い込まれる。

（ 中 略 ）

（ 12 ） その他

（イ）申込証拠金は無い。ただし、顧客により払い込まれた申込金額の総額は、日本における約定日（日本における販売会社または販売取扱会社が申込みの注文の成立を確認した日）後、受益証券の日本における受渡日まで、日本における販売会社または販売取扱会社が開設する取引口座に保管される。顧客は日本における販売会社または販売取扱会社から取引報告書を受領し、日本における販売会社または販売取扱会社は、取引口座から当該申込金額の総額を受領する。

（ロ）引受等の概要

日本における販売会社はそれぞれ、管理会社との間の日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、受益証券の募集を行う。

日本における販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けたファンド証券の買付注文および買戻請求に自ら応じるか、または管理会社への取次ぎを行う。

（注）販売・買戻取扱会社とは、日本における販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

管理会社は、HSBC証券をファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、一口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および日本における販売会社に提出または送付する等の業務を行う協会員をいう。

#### (八) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込金額等はファンドのクラス証券の基準通貨によるものとし、クラス証券の基準通貨と円貨との換算は、別段の定めがない限り、日本における約定日（日本における販売会社または販売取扱会社が注文の成立を確認した日。以下同じ。）における東京外国為替市場の外国為替市場に準拠したもので、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

申込みをした者は、上記（９）「払込期日」所定の日までに日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとする。

日本における販売会社または販売取扱会社が受領した申込金額は、管理会社の管理する顧客口座にファンドのクラス証券の基準通貨で払い込まれる。

（後略）

[次へ](#)

## 第二部 ファンド情報

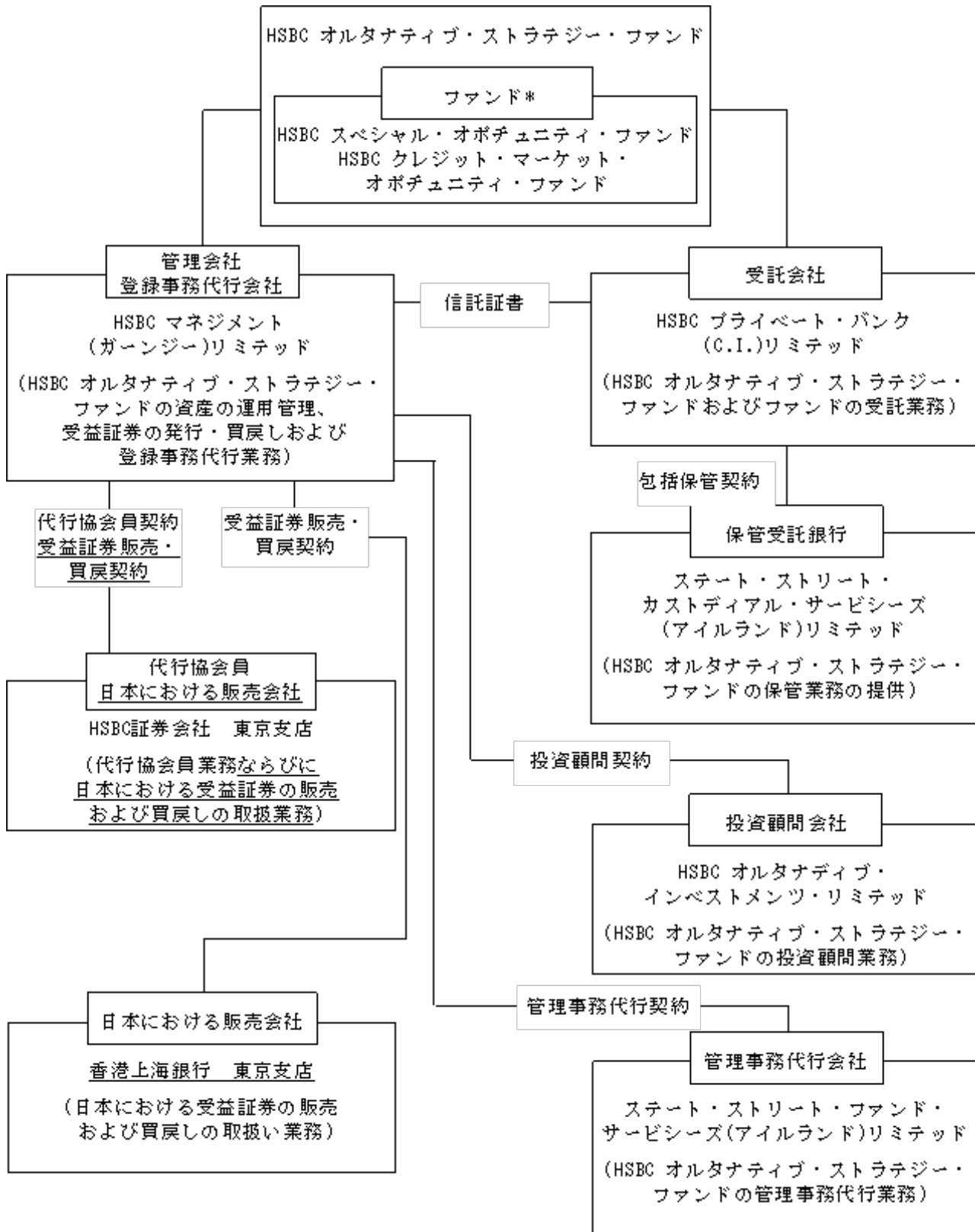
### 第1ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

#### (3) ファンドの仕組み

<訂正前>

#### ファンドの仕組み





( 中 略 )

## 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
( 中 略 )		
HSBC証券会社 東京支店	代行協会員 日本における販売会社	平成19年4月25日付および平成21年5月1日付代行協会員契約(注4)を管理会社との間で締結。代行協会員業務について規定している。 平成19年4月25日付および平成21年5月1日付受益証券販売・買戻契約(注5)を管理会社との間で締結。ファンドの受益証券の販売および買戻しの取扱業務について規定している。
香港上海銀行 東京支店	日本における販売会社	平成19年4月25日付および平成21年5月1日付受益証券販売・買戻契約(注5)を管理会社との間で締結。ファンドの受益証券の販売および買戻しの取扱業務について規定している。

( 中 略 )

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、受益証券に関する目論見書の配布、受益証券一口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が日本の法令・規則及び目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

## 管理会社の概要

( 中 略 )

## ( ) 資本金の額

資本金の額 平成23年11月末日現在、100,000スターリング・ポンド(約1,219万円)

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円貨換算は、便宜上、平成23年11月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド=121.92円)による。以下同じ。

( 中 略 )

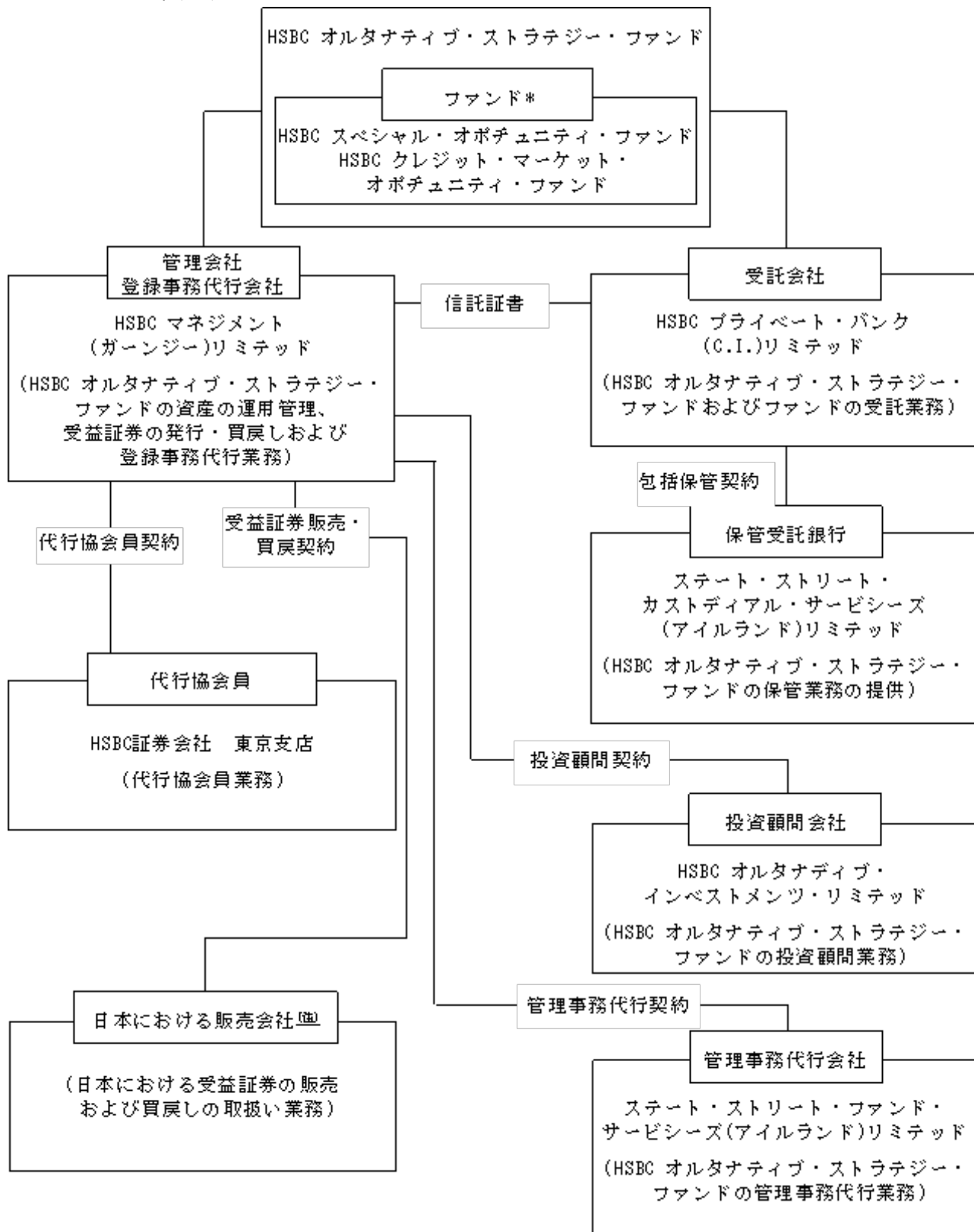
## ( ) 大株主の状況

(平成23年8月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
HSBC インベストメント・ホールディングス (ガーンジー) リミテッド (HSBC Investment Holdings (Guernsey) Limited)	ガーンジー, GY1 1EE, セント・ ピーター・ポート, パーク・ス トリート, パーク・プレイス	99,999株	約100%

&lt;訂正後&gt;

## ファンドの仕組み



(注) 前記「第一部 証券情報(8) 申込取扱場所」を参照のこと。

(中略)

## 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
（中略）		
HSBC証券会社 東京支店	代行協会員	平成19年4月25日付および平成21年5月1日付代行協会員契約（注4）を管理会社との間で締結。代行協会員業務について規定している。
（注5）	日本における販売会社	受益証券販売・買戻契約（注6）を管理会社との間で締結。ファンドの受益証券の販売および買戻しの取扱業務について規定している。

（中略）

（注4）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、受益証券に関する目論見書の配布、受益証券一口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

（注5）「第一部 証券情報（8）申込取扱場所」を参照のこと。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび日本の投資者からの買戻注文を管理会社に取り次ぐことを約する契約である。

## 管理会社の概要

（中略）

## （ ）資本金の額

資本金の額 平成24年2月末日現在、100,000スターリング・ポンド（約1,285万円）

（注）スターリング・ポンド（以下「英ポンド」という。）の円貨換算は、便宜上、平成24年2月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値（1英ポンド＝128.47円）による。

（中略）

## （ ）大株主の状況

（平成24年2月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
HSBC インベストメント・ホールディングス（ガーンジー）リミテッド （HSBC Investment Holdings (Guernsey) Limited）	ガーンジー、GY1 1EE、セント・ピーター・ポート、パーク・ストリート、パーク・プレイス	99,999株	約100%

## （5）開示制度の概要

&lt;訂正前&gt;

（前略）

日本における開示

## （イ）監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

（中略）

日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をい

う。)を交付する。管理会社は、ファンドのその財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(中略)

(ロ)日本の受益者に対する開示

(中略)

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

日本における開示

(イ)監督官庁に対する開示

( )金融商品取引法上の開示

(中略)

日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、ファンドのその財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、HSBCオルタナティブ・ストラテジー・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(中略)

(ロ)日本の受益者に対する開示

(中略)

管理会社からの通知等で日本における販売会社または販売取扱会社を通じて投資を行った日本の受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

(後略)

## 2 投資方針

### ( 3 ) 運用体制

#### < 訂正前 >

( 前 略 )

管理会社の内部管理、ファンドに係る意思決定を監督する組織、ファンドの関係法人に対する管理体制等

( 中 略 )

管理会社は運用、コンプライアンス、監督の各業務を担当する約13名の従業員を有している。管理会社は、管理会社のマネージング・ディレクターに対し報告を行う2名のコンプライアンス・オフィサーを有している。

( 後 略 )

#### < 訂正後 >

( 前 略 )

管理会社の内部管理、ファンドに係る意思決定を監督する組織、ファンドの関係法人に対する管理体制等

( 中 略 )

管理会社は運用、コンプライアンス、監督の各業務を担当する約10名の従業員を有している。管理会社は、管理会社のマネージング・ディレクターに対し報告を行う2名のコンプライアンス・オフィサーを有している。

( 後 略 )

## 4 手数料等及び税金

## (1) 申込手数料

## &lt;訂正前&gt;

(前略)

日本国内における申込手数料

日本国内における申込み手数料は、以下のとおりである。

## HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド - 米ドル・クラス受益証券

申込金額		申込手数料
100,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050% (税抜き1.0%)

## HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

## - 米ドル・クラス受益証券

申込金額		申込手数料
25,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050% (税抜き1.0%)

## - ユーロ・クラス受益証券

申込金額		申込手数料
25,000ユーロ以上	500,000ユーロ未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000ユーロ以上	1,000,000ユーロ未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000ユーロ以上	3,000,000ユーロ未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000ユーロ以上	5,000,000ユーロ未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000ユーロ以上		1.050% (税抜き1.0%)

## &lt;訂正後&gt;

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は、発行価格に3.15% (税抜き3.0%) 以内で定められている料率を乗じて得た額とする。

## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

< 訂正前 >

（前 略）

#### （2）日本における販売手続等

（中 略）

日本における販売会社は、口座約款を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。日本における申込みの取扱時間は、原則として東京時間午後2時までとする。HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドの米ドル・クラス受益証券の販売の最低単位は100,000米ドル、HSBC ディストレスト・マーケット・ファンドの米ドル・クラス受益証券の販売の最低単位は25,000米ドル、ユーロ・クラス受益証券については25,000ユーロである。

ファンド証券一口当たりの発行価格は、原則として、評価時点（HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては各暦四半期の最終営業日の午後5時（ガンジー時間）、HSBC ディストレスト・マーケット・ファンドについては毎暦月の最終営業日の午後5時（ガンジー時間））の一口当たり純資産価格である。

日本の投資家による申込金額の支払は、日本において受益証券の申込書を日本における販売会社に提出すると同時に行われる。各申込日の発行価格の総額は、日本における販売会社によって、日本において受益証券の申込書が受領されまたは受領されたとみなされる。HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては、3月、6月、9月および12月の最終営業日までに、HSBC ディストレスト・マーケット・ファンドについては、毎暦月の最終営業日までに、管理会社が管理する顧客口座にファンドのクラス証券の基準通貨により払い込まれる。ただし、顧客により払い込まれた発行価格の総額は、日本における約定日（日本における販売会社が申込みの注文の成立を確認した日）後、受益証券の日本における受渡日まで、日本における販売会社が開設する取引口座に保管される。

日本における販売会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託し投資契約を締結した投資者に対し、日本における約定日後すみやかに取引報告書を交付する。申込金額の支払は、原則としてファンドのクラス証券の基準通貨によるものとし、クラス証券の基準通貨と円貨との換算は日本における約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

日本国内における申込み手数料は以下のとおりである。

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド - 米ドル・クラス受益証券		
申込金額		申込手数料
100,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150%（税抜き3.0%）
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625%（税抜き2.5%）
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100%（税抜き2.0%）
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575%（税抜き1.5%）
5,000,000米ドル以上		1.050%（税抜き1.0%）

## HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド

## - 米ドル・クラス受益証券

申込金額		申込手数料
25,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050% (税抜き1.0%)

## - ユーロ・クラス受益証券

申込金額		申込手数料
25,000ユーロ以上	500,000ユーロ未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000ユーロ以上	1,000,000ユーロ未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000ユーロ以上	3,000,000ユーロ未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000ユーロ以上	5,000,000ユーロ未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000ユーロ以上		1.050% (税抜き1.0%)

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産総額が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(2) 日本における販売手続等

(中略)

日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。日本における申込みの取扱時間は、原則として東京時間午後2時までとする。HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドの米ドル・クラス受益証券の販売の最低単位は100,000米ドル、HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドの米ドル・クラス受益証券の販売の最低単位は25,000米ドル、ユーロ・クラス受益証券については25,000ユーロである。

ファンド証券一口当たりの発行価格は、原則として、評価時点(HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては各暦四半期の最終営業日の午後5時(ガーンジー時間)、HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドについては毎暦月の最終営業日の午後5時(ガーンジー時間))の一口当たり純資産価格である。

日本の投資家による申込金額の支払は、日本において受益証券の申込書を日本における販売会社または販売取扱会社に提出すると同時に行われる。各申込日の発行価格の総額は、日本における販売会社または販売取扱会社によって、日本において受益証券の申込書が受領されまたは受領されたとみなされる。HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては、3月、6月、9月および12月の最終営業日までに、HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドについては、毎暦月の最終営業日までに、管理会社が管理する顧客口座にファンドのクラス証券の基準通貨により払い込まれる。ただし、顧客により払い込まれた発行価格の総額は、日本における約定日(日本における販売会社または販売取扱会社が申込みの注文の成立を確認した日)後、受益証券の日本における受渡日まで、日本における販売会社または販売取扱会社が開設する取引口座に保管される。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託し投資契約を締結した投資者に対し、日本における約定日後すみやかに取引報告書を交付する。申込金額の支払は、原則としてファンドのクラス証券の基準通貨によるものとし、クラス証券の基準通貨と円貨との換



算は日本における約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

日本国内における申込手数料は、発行価格に3.15%（税抜き3.0%）以内で定められている料率を乗じて得た額とする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンドの純資産総額が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

（後略）

## 2 買戻し手続等

<訂正前>

（前略）

### （2）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては、3月、6月、9月および12月の最終営業日の95日前に、HSBC ディストレスト・マーケット・ファンドについては、暦月の最終営業日の45日前に買戻請求を行うことにより日本における販売会社を通じて管理会社に対して受益証券の買戻しを請求することができる。なお、管理会社は、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについて買戻しが可能になるまで保有されていなければならない最低投資期間を、受益証券の発行された取引日から1年間と指定している。HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドの買戻しは、当該取引日の1年目の応答日またはその直後の暦四半期の最終営業日から行うことができる。管理会社は、いつでもHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドのすべての受益者に関して、絶対的裁量により最低投資期間を放棄する権利を有し、買戻代金の5%または受益者に通知され英文目論見書で公表されるその他のレートの買戻留保金を課することができる。かかる買戻留保金はHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドに支払われるものとする。

平成23年11月1日以降、日本における受益者は、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドおよびHSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドについて、3月、6月、9月および12月の最終営業日の95日前に買戻請求を行うことにより日本における販売会社を通じて管理会社に対して受益証券の買戻しを請求することができる。HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては、最低投資期間は取引日から1年間である。HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドについては、最低投資期間は2011年11月1日から12か月間、またはそれ以後は取引日から1年間である。

（中略）

代行協会員が必要と認める場合、日本において買戻請求を取り扱わないことがある。日本における買戻請求の取扱時間は、原則として東京時間午後2時までとする。ファンドの日本における買戻請求の取扱日に関する照会先は、日本における販売会社である。

買戻しに関して、買戻し手数料は課されない。

買戻代金の支払は、原則としてファンドのクラス証券の基準通貨によるものとし、クラス証券の基準通貨と円貨との換算は、別段の定めがない限り、当該取引の日本における約定日における東京外国為替市場に準拠したもので、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

（後略）

<訂正後>

（前略）

### （2）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドおよびHSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドについて、3月、6月、9月および12月の最終営業日の95日前に買戻請求を行うことにより日本における販売会社または販売取扱会社を通じて管理会社に対して受益証券の買戻しを請求することができる。HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドについては、最低投資期間は取引日から1年間である。HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドについては、最低投資期間は2011年11月1日から12か月間、またはそれ以後は取引日から1年間である。（中略）

代行協会が必要と認める場合、日本において買戻請求を取り扱わないことがある。日本における買戻請求の取扱時間は、原則として東京時間午後2時までとする。ファンドの日本における買戻請求の取扱日に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。

買戻しに関して、買戻し手数料は課されない。

買戻代金の支払は、原則としてファンドのクラス証券の基準通貨によるものとし、クラス証券の基準通貨と円貨との換算は、別段の定めがない限り、当該取引の日本における約定日における東京外国為替市場に準拠したもので、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

( 後 略 )

#### 4 資産管理等の概要

##### ( 2 ) 保管

###### < 訂正前 >

日本の投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、管理事務代行会社は、日本における販売会社を名義人とする確認書を日本における販売会社に交付する。受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が交付される。

###### < 訂正後 >

日本の投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、管理事務代行会社は、日本における販売会社を名義人とする確認書を日本における販売会社に交付する。受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が交付される。

## 5 受益者の権利等

### ( 1 ) 受益者の権利等

#### < 訂正前 >

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていないと認められない。従って、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

( 後 略 )

#### < 訂正後 >

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていないと認められない。従って、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

( 後 略 )

## 第 4 外国投資信託受益証券事務の概要

### ( イ ) 受益証券の名義書換

#### < 訂正前 >

( 前 略 )

日本の受益者については、日本における販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

( 後 略 )

#### < 訂正後 >

( 前 略 )

日本の受益者については、日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

( 後 略 )

[次へ](#)

## 第三部 特別情報

### 第 1 管理会社の概況

#### 1 管理会社の概況

< 訂正前 >

##### ( 1 ) 資本金の額

資本金の額 平成23年11月末日現在、100,000英ポンド ( 約1,219万円 )

( 注 ) 英ポンドの円貨換算は、便宜上、平成23年11月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値 ( 1 英ポンド = 121.92円 ) による。

発行済株式総数 100,000株

管理会社は、100,000株の授権株式資本のみ発行することができ、全株発行済みである。

最近 5 年間における資本金の額の増減はない。

( 中 略 )

##### ( 3 ) 役員および従業員の状況

( 本書提出日現在 )

氏名	役職名	略歴	保有株数
ピーター・ハーウッド ( Peter Harwood )	会長 非常勤取締役	弁護士 モラント・オザンヌズ法律事務所、顧問	0
ナイジェル・ウェバー ( Nigel Webber )	常勤取締役	公認会計士 HSBCグループ・プライベート・バンキング、主席インベストメント・オフィサー	0
ポール・レンチ ( Paul Wrench )	マネージング・ ディレクター	インスティテュート・オブ・チャータード・ アカウンタントのアソシエイト兼フェロー兼 チャータード・インスティテュート・オブ・ バンカースのアソシエイト	1
マイケル・カーリントン ( Michael Quarrington )	非常勤取締役	ミーズ・ピアソン・リーズ・グループ会計事 務所、退任パートナー	0

( 注 ) 管理会社の従業員は13名である。

< 訂正後 >

##### ( 1 ) 資本金の額

資本金の額 平成24年 2 月末日現在、100,000英ポンド ( 約1,285万円 )

( 注 ) 英ポンドの円貨換算は、便宜上、平成24年 2 月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 ( 1 英ポンド = 128.47円 ) による。

発行済株式総数 100,000株

管理会社は、100,000株の授権株式資本のみ発行することができ、全株発行済みである。

最近 5 年間における資本金の額の増減はない。

( 中 略 )

## (3) 役員および従業員の状況

(平成24年2月末日現在)

氏名	役職名	略歴	保有株数
ピーター・ハーウッド (Peter Harwood)	会長 非常勤取締役	弁護士 モラント・オザンヌズ法律事務所、顧問	0
ナイジェル・ウェバー (Nigel Webber)	常勤取締役	公認会計士 HSBCグループ・プライベート・バンキング、主 席インベストメント・オフィサー	0
マイケル・カーリントン (Michael Quarrington)	非常勤取締役	ミーズ・ピアソン・リーズ・グループ会計事 務所、退任パートナー	0

(注) 管理会社の従業員は10名である。

## 2 事業の内容及び営業の概況

&lt;訂正前&gt;

(中略)

管理会社は、平成23年11月末日現在、以下の通り、10本の投資信託（合計純資産総額5,949.20百万米ドル）の管理・運用を行っている。

ファンド名	国名	基本的性格	純資産総額 (百万米ドル) (平成23年11月未 日現在)
HSBC ポートフォリオ・セレクション・ ファンド (HSBC Portfolio Selection Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	2,591.6
HSBC ユニ・フォリオ (HSBC Uni - Folio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	422.7
HSBC オルタナティブ・ポートフォリオ (HSBC Alternative Portfolio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	27.0
HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ ファンド (HSBC Alternative Strategy Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	256.8
HSBC UCITS アドバンテージ・ファンド (HSBC UCITS AdvantEdge Fund)	アイルランド	UCITS型投資信託	133.2
HSBC プライベート・バンク・ワールド ・ファンズ・ピーエルシー (HSBC Private Bank World Funds plc)	アイルランド	UCITS型投資信託	418.6
BFC バリュチェーン・ファンド (BFC Value Chain Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	50.7
ザ・エルミタージュ・ファンド (The Hermitage Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・ト ラスト	57.8
プライベート・エクイティ・リパブ リック・シンジケート (Various Private Equity Republic Syndicates)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・ト ラスト	1,990.5

HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・ポートフォリオ (HSBC Alternative Investments Portfolio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	0.3
---	-------	---------------------------	-----

&lt; 訂正後 &gt;

( 中 略 )

管理会社は、平成24年2月末日現在、以下の通り、9本の投資信託（合計純資産総額4,713.86百万米ドル）の管理・運用を行っている。

ファンド名	国名	基本的性格	純資産総額 (百万米ドル) (平成24年2月末日現在)
HSBC ポートフォリオ・セレクション・ファンド (HSBC Portfolio Selection Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	2,555.26
HSBC ユニ・フォリオ (HSBC Uni - Folio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	410.50
HSBC オルタナティブ・ポートフォリオ (HSBC Alternative Portfolio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	27.70
HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド (HSBC Alternative Strategy Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	308.70
HSBC UCITS アドバンテージ・ファンド (HSBC UCITS AdvantEdge Fund)	アイルランド	UCITS型投資信託	133.80
HSBC プライベート・バンク・ワールド・ファンズ・ピーエルシー (HSBC Private Bank World Funds plc)	アイルランド	UCITS型投資信託	436.10
BFC バリュー・チェーン・ファンド (BFC Value Chain Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	50.20
ザ・エルミタージュ・ファンド (The Hermitage Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・トラスト	49.50
プライベート・エクイティ・シンジケート (Various Private Equity Syndicates)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・トラスト	742.10

## 第 2 その他の関係法人の概況

### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

以下の内容が追加されます。

( 7 ) クレディ・スイス証券株式会社 ( 「日本における販売会社」 )

資本金の額

平成24年3月末日現在、781億円

事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

### 2 関係業務の概要

以下の内容が追加されます。

( 7 ) クレディ・スイス証券株式会社 ( 「日本における販売会社」 )

日本における受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。